

Business News

第195号

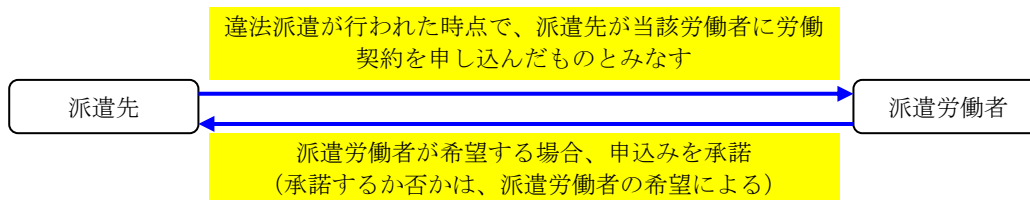
三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成 27 年 10 月 1 日に施行となる労働者派遣法に基づく「労働契約申込みみなし制度」について、社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

労働者派遣法「労働契約申込みみなし制度」とは？

労働契約申込みみなし制度は、平成 24 年 10 月 1 日に施行された現行の労働者派遣法に盛り込まれていました。当時、労働者派遣の現場での混乱も予想されたため、この制度だけは平成 27 年 10 月施行となっていたものです。

1. 労働契約申込みみなし制度とは

労働契約申込みみなし制度とは、違法派遣であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合、派遣先事業主は、派遣労働者に対して、労働契約の申込みをしたものとみなす制度です。



2. 制度の対象となる違法派遣とは

- (1) 労働者派遣の禁止業務(港湾運送、建設、警備、医療関係の4業務)に従事させた場合
- (2) 無許可・無届の派遣元事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- (3) 派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合(平成 27 年 7 月 29 日現在、国会で審議中の労働者派遣法改正法案が成立し施行されると、派遣先が、同一の組織単位において3年の上限を超えて継続して同一の派遣労働者を受け入れた場合に違法派遣となります。)
- (4) いわゆる偽装請負の場合

3. 申込みを行ったとみなされる時点について

- (1) 違法行為(違法派遣に該当する状態で労働者派遣の役務の提供を受けること)が行われた時点で、労働契約の申込みをしたものとみなされます。
- (2) 制度の施行時点(平成 27 年 10 月 1 日)で違法行為が行われている場合、その時点において労働契約の申込みをしたものとみなされます。
- (3) 違法行為が行われた日ごとに、労働契約の申込みをしたものとみなされます。
*違法行為が行われた最後の時点から1年間は労働契約の申込みが有効となります。
- (4) 違法行為について善意無過失である旨の抗弁が認められた場合、労働契約の申込みみなし制度は適用されません。

4. 申し込んだとみなされる労働条件等について

- (1) 派遣元と派遣労働者間の労働契約上の労働条件と同一の労働条件を申込みしたものとみなされます。
- (2) 労働契約期間は、申し込んだとみなされる労働契約に含まれる内容がそのまま適用されます。
- (3) 無期雇用への転換において、派遣元での契約期間と派遣先と直接雇用となった期間は通算されません。
- (4) 派遣労働者が承諾の意思表示をした時点で労働契約が成立します。
*「承諾しない」ことを約することは、公序良俗に反し認められません。
- (5) 対象となる派遣先が複数ある場合は、派遣労働者が承諾する相手を選択することができます。

※本内容は、7月 29 日時点において、厚生労働省で検討されている資料をもとに寄稿しております。施行にあたっては、本内容から変更となる場合もございます。

※最新の情報は、厚生労働省 HP にてご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)